



議案第六十七号

明利地区農道整備事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の賦課基準

並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり明利地区農道整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、

三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第

二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和六十年五月十八日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年五月拾八日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| 一 | 事業の名称及び工事名 | 農道整備事業 |
| 二 | 施行場所 | 明利地区農道舗装工事
三朝町大字東小鹿 |
| 三 | 経費の賦課基準 | 事業費の三十パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。 |
| 四 | 徴収の時期 | 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間 |
| 五 | 徴収の方法 | 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。 |